

香川県副知事定数条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第2号

香川県副知事定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副知事の定数は、1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。